

瀬戸内市教育旅行誘致推進会規約

(名称)

第1条 この会は、瀬戸内市教育旅行誘致推進会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、教育旅行の誘致活動を実施し、もって本市への観光誘客の拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育旅行モデルコースの設定とパンフレット等PR資材の作製
- (2) 小・中学校、高等学校及び教育委員会等の招致及び訪問
- (3) 旅行エージェント等の招致及び訪問
- (4) 教育旅行用体験プログラムの設定及び受け入れ態勢の整備
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 1名
- 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して会務を総括し、会長に事故があるときはこれを代理する。
 - 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第6条 会長は、会員の互選により決定する。その他の役員は、会長が指名する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、岡山いこいの村内に置く。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年間とする。ただし、補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は必要のつど、会長が招集する。

2 本会は必要に応じ、関係者・有識者の出席を要請することができる。

(経費)

第10条 本会の経費は、負担金等をもって充てる。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はそのつど会員と協議する。

附 則

この規約は、平成20年 4月 1日から施行する。

(別 表)

会 員 名 簿

団体名	代表者名
瀬戸内市	立 岡 脩 二
瀬戸内市観光協会	石 田 一 成
岡山いこいの村	岩 藤 修 一
カリヨンハウス	馬 場 静 子
牛窓ペンション村	永 田 昭 二
牛窓前島宿泊施設	森 川 紳

役 員 名 簿

役職名	氏 名	備 考
会 長	石 田 一 成	瀬戸内市観光協会会長
副 会 長	馬 場 静 子	カリヨンハウス所長
監 事	石 原 忠 明	瀬戸内市商工観光課課長